

山形県社会人サッカーリーグ運営要項

1. 主 催 特定非営利活動法人 山形県サッカー協会
2. 後 援 株式会社山形新聞・山形放送株式会社
3. 協 賛 (株) モルテン
4. 主 管 山形県社会人サッカーリーグ運営委員会・山形地区サッカー協会
5. 運営委員会 (1) 運営委員会は、担当地区理事長、県一種(社会人)委員長、県社会人リーグ運営委員長、運営委員(加盟チーム1名)、県審判委員長、各地区一種(社会人)委員長、県審判委員会県リーグ担当者、リーグ事務局で構成する。
(2) 運営委員長は、原則として事務局担当地区の一種(社会人)委員長がこれにあたる。任期は運営委員長、事務局共に1期2年とする。
(3) 運営委員会は、次の事を協議する。
ア) リーグ運営要項の協議・決定。
イ) 表彰及び罰則規定適用に関する協議・決定。
ウ) 必要に応じて一種委員会にて協議・決定を行う。
(4) 運営委員会の開催は事務局の起案事項に基づき、リーグ運営委員長の権限で開催する。
6. 開催期間 4月～11月を目処とする。
7. 会 場 (1) 各地区社会人リーグ戦主会場もしくは、当該地区指定会場とする。
(2) 各試合会場には会場競技本部及び会場責任者を置き下記の事項を担当する。
ア) グラウンドの準備及び点検整備。
イ) 出場選手と選手登録の照合、確認。
ウ) 試合成立、不成立の判断。
エ) 試合結果の記録を作成し、山形新聞社本社報道部スポーツ担当室にメール(sports@yamagata-np.jp)で提出ならびに(提出期限：午後5時)県リーグ事務局へもメールで提出する。
審判報告書は主審より県審判委員会県リーグ担当者に提出してもらう。
オ) 一発退場があった場合、会場責任者は、退場処分者及びチーム代表者に事情聴取を行い、会場責任者事情聴取報告書を作成し、記録用紙、審判報告書、審判報告書(重要事項)とともに山形県サッカー協会事務局までFAXすること。
8. 参加資格 日本サッカー協会一種登録選手17名以上を有する単独チームであること。
但し、①シニア登録選手については、個人単独でのチーム登録を認める。
②クラブ申請チームの二種登録選手は、5名までとし試合出場は1試合3名以内とする。
9. リーグ構成 全県フルオープンの1部6チーム、2部6チームの合計12チームで構成。
ただし、昇降格の関係でチーム数が増減になった場合は、運営委員会で協議した編成とする。
10. 競技日程等 組合せ・試合日程は、県リーグ事務局において公平かつ厳正に作成して通知する。

11. 試合方法
- (1) 1部6チーム2部6チームのホーム・アンド・アウェー方式とする。
ただし、昇降格の関係でチーム数に変更になった場合は、運営委員会で協議した方法とする。
- (リーグ戦・入替戦)
- (2) ルールは、当該年度日本サッカー協会サッカー競技規則による。競技規則に変更があった場合は各チームに通知後に新ルールで行う。
- (3) 試合時間は45分ハーフの90分とする。(インターバルは15分以内)
- (4) メンバー表は、試合開始時刻60分前までに会場競技本部へ提出する。
- (5) 選手エントリー20名とし、選手交替は5名まで交代回数3回(ハーフタイム含まず)とする。
- (6) 次の場合は不戦敗とし、不戦勝チームは(3-0)、不戦敗のチームは(0-3)とする。
ア) 試合開始時刻に、試合成立人数(7人)に満たない場合。
イ) 登録以外の選手が出場した場合。
- (7) 試合を延期する場合は、相手チームの了承を得たうえで、7日前までに事務局に連絡すること。
12. 順位の決定
- (1) 勝点方式とし、勝点3、引き分け1、負け0とし、合計で勝点の多いチームを上位とする。
- (2) 勝点と同じ場合は、得失点差の多いチームを上位とする。
- (3) 得失点差も同じ場合は、総得点の多いチームを上位とする。
- (4) 総得点も同じ場合は、当該チーム同士の対戦結果の勝者を上位とする。
13. 表彰
- (1) 各部1位を表彰する。
- (2) 最優秀選手(各部優勝チームよりそれぞれ1名)、各部得点王、各部アシスト王を選出し、表彰する。
- (3) 両部を通じ最も警告・退場の少なかったチームで他のチームの模範となると認められるチームをフェアプレー賞として表彰する。
14. 罰則規定
- (1) 不戦敗の試合があった場合は、次年度の県リーグ参加を認めない。
年間リーグ成績に関わらず最下位とし、次年度地区リーグに降格とする。
- (2) 未登録で試合に出場した選手は、その年度の残りの試合の出場を停止する。
また登録以外の選手を出場させたチームは、年間リーグ成績に関わらず最下位とし、次年度地区リーグに降格とする。
- (3) 警告件数は当該年度累計とし、累計件数2件に達した選手は次の試合の出場を停止する。
- (4) 退場を科せられた選手は、県規律委員会において協議しこれを裁定する。
15. 審判の割当
- (1) 主審の派遣は、県審判委員会が行う。
- (2) 副審については、下記条件で行う。
1会場2試合の場合：帯同審判で行う。(各チーム協力して行うこと)
1会場1試合の場合：県審判委員会が行う。
- (3) 第4については、ホームチームで行う。
- (4) 副審・第4は、原則3級以上の審判員を準備する。
ただし、3級資格の研修受講者かつ地区審判委員長の承認があれば4級でも認める。
4級審判登録申請書に地区審判委員長の承認印をもらったうえで、事務局に提出し、事務局は各チームに通知する。
また、リーグ参加チームは3級以上の資格を持つ審判員を登録する。

16. チームの入替 (1) チャレンジマッチについて

- ① チャレンジマッチ参加チームは、各地区1チームとする。新加入希望チームが複数の場合は、新加入チームによるチャレンジマッチ戦を行った後に、リーグ下位2チームとの入替戦の出場権を与える。
- ② チャレンジマッチ戦に出場を希望するチームは、日本サッカー協会一種登録を行い、登録選手17名以上を有する単独チームであること。
- ③ チャレンジマッチ戦は、3チームまではリーグ戦で順位を決定し、4チーム以上の場合は、トーナメント戦で順位を決定する。リーグ戦において、3チームが全てにおいて同じ場合（同率）は、PKの巴戦で順位を決定する。
- ④ 試合方法については、本要項11.を準用する。ただし、試合時間は、35分ハーフの70分とし、延長戦は行わない。トーナメント戦を行う場合も延長戦は行わず、PK戦により次試合進出チームを決定する。

(2) 県リーグとチャレンジマッチ上位チームとの入替戦について

- ① 新規加入希望チームが2チームの場合、リーグ5位とチャレンジマッチ2位、リーグ6位とチャレンジマッチ1位の入替戦を行う。1チームの場合、リーグ6位とチャレンジマッチ1位の入替戦を行う。
上記で想定した以外の昇格・降格のケースについての裁定は、委員長会議で決定する。
- ② 試合方法については、本要項11.を準用し、延長戦は行わず、引き分けの場合は、県リーグのチームが残留とする。

(3) 東北リーグ2部と県リーグ1部と2部との入替について

- ① 県リーグ1位のチームは東北リーグへの参入戦への出場権を得る。ただし、参加の意思がない場合を除く。
- ② 原則として、県リーグ1部5位・6位は、自動降格、2部1位・2位は自動昇格とする。
なお、東北リーグから複数チームの降格があった場合や昇格がなかった場合等の状況によっては、1部4位以上のチームも降格する。
また、1部3位以上にチームが降格対象になった場合は、2部2位は昇格しない。
東北リーグからの降格がなく、昇格のみがあった場合は、1部5位は残留する。
- ③ 東北リーグからの降格状況、参入戦の結果、チャレンジマッチの参加状況等により、参加チーム数が12を超えた場合であっても、地区リーグへの自動降格は行わず、2部のチーム数を増やして対応する。
この場合、1部のチーム数は6のまま、2部のチーム数は8から10までの間とし、1部はホーム&アウェイ、2部は1回戦総当たりで行う。
- ④ モデルケースを別表の通りとする。このケース以外の裁定は、委員長会議で決定する。

17. その他

- (1) チャレンジマッチ参加申し込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、各地区一種(社会人)委員長の承認を得て県リーグ事務局まで申し込むこと。
- (2) 選手の追加登録・移籍・抹消については、規定の用紙(県リーグ追加登録用紙、様式-4)に必要事項を記入のうえ、県リーグ事務局に提出する。
その選手の出場については、木曜日までに登録が確認された場合(日本協会の承認があった場合)に次の日曜日からの出場を認める。その場合、各チームに事務局から通知する。
- (3) 高校生の新規登録を認める。但し、追加登録及び種別変更での移籍は認めない。
- (4) ユニフォーム規定
第1条 本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければな

らない。

第2条 正・副の2色については明確に異なる色とする。

第3条 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

第4条 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

18. 付 記

(1) この運営要項は、平成元年4月1日より施行する。

(2) 平成	6年	2月11日	一部改正	平成	22年	3月1日	一部改正
平成	6年	4月23日	一部改正	平成	24年	3月10日	一部改正
平成	6年	4月22日	一部改正	平成	25年	3月23日	一部改正
平成	8年	2月18日	一部改正	平成	26年	4月12日	一部改正
平成	8年	5月11日	一部改正	平成	27年	4月4日	一部改正
平成	10年	4月25日	一部改正	平成	28年	4月9日	一部改正
平成	10年	12月20日	一部改正	平成	28年	12月3日	一部改正
平成	11年	4月25日	一部改正	平成	30年	3月15日	一部改正
平成	14年	1月19日	一部改正	平成	30年	12月8日	一部改正
平成	14年	12月14日	一部改正	令和	2年	3月31日	一部改正
平成	16年	3月14日	一部改正	令和	2年	12月12日	一部改正
平成	16年	12月25日	一部改正	令和	3年	5月8日	一部改正
平成	17年	11月26日	一部改正	令和	4年	1月22日	一部改正
平成	18年	3月25日	一部改正				
平成	18年	12月9日	一部改正				

